

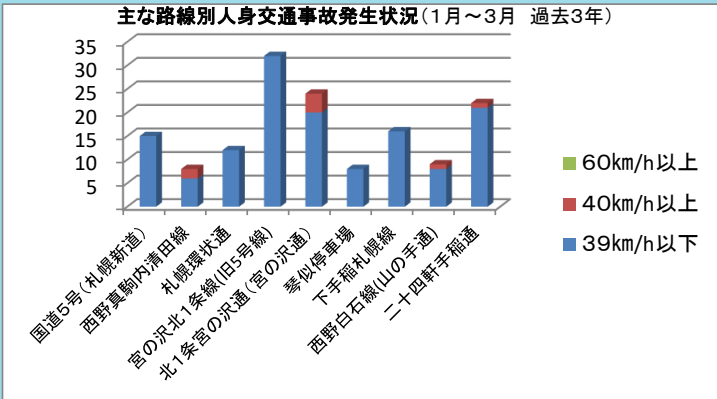
速度取締指針

西警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
宮の沢北1条線 (旧国道5号)	午前10時から午後0時	市街地	指定速度 50km/h
	午後2時から午後8時		
北1条宮の沢通 (宮の沢通)	午前6時から午前8時	市街地	指定速度 50km/h
	午後0時から午後2時		

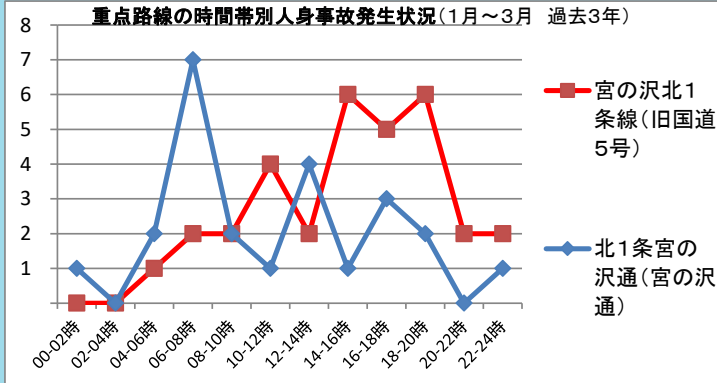
重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

西警察署管内の交通事故実態等



□過去3年の期間中の発生状況
○人身交通事故発生は宮の沢北1条線が最も多く、北1条宮の沢通、二十四軒手稲通、下手稲通と続きます。

○交通死亡事故は1件発生し、北1条宮の沢通で発生しています。



□過去3年の期間中の時間帯別人身交通事故発生が多い時間帯
○宮の沢北1条線 午前10時から午後0時及び午後2時から午後8時
○北1条宮の沢通 午前6時から午前8時、午後0時から午後2時

道路交通環境
◆宮の沢北1条線(旧国道5号)は、札幌市と小樽市を繋ぐ道道となっており、人・車の交通量が多く、それに伴って交通事故の発生も多い路線となっています。
◆北1条宮の沢通(宮の沢通)は、中央区から宮の沢を繋ぐ主要幹線道となっており、車の交通量が多い路線となっています。

～令和4年10月から12月の交通事故発生状況～
●西警察署管内では、10月に環状通、12月に二十四軒手稲通において交通死亡事故がそれぞれ発生しています。
●人身交通事故は157件を認知しており、昨年同期より10件増加しています。
●物件交通事故は1,325件を認知しており、昨年同期より419件減少しています。

その他の交通指導取締りの要点

市街地における歩行者妨害等の交差点違反、シートベルト着用義務違反及び飲酒運転の取締りを強化します。